

高松市在宅障害者介護見舞金

20歳以上の在宅の重度障がい者を常時介護している方に、介護見舞金を支給します。

★ 支給要件（全ての要件を満たすこと）

障がい者

☐ 20歳以上

☐ 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳④・A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持

※有効期限が切れた場合は受給資格が消滅します。

☐ 医師又は介護支援専門員（ケアマネジャー）の証明により、常に介護が必要と認められること

※独自の認定基準（申請書裏面の別表）において、身体障害の方は合計8点以上（対象項目：共通、身体）、知的・精神障害の方は合計12点以上（対象項目：共通、知的・精神）必要

☐ 「高松市在宅障害者介護見舞金」の受給者（介護者）でない

☐ 「高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金」（長寿福祉課）の対象寝たきり高齢者等でない

☐ 1年以上高松市に居住している

介護者

☐ 障がい者と原則同居し、在宅で常時介護している

※ボランティア又は業として介護している場合は対象外

※別居（障がい者の入居施設が在宅扱いの場合も含む）であっても、**1日のうち12時間以上常時介護している**場合は対象

☐ 「高松市在宅障害者介護見舞金」の対象障がい者でない

☐ 「高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金」（長寿福祉課）の対象寝たきり高齢者等でない

☐ 1年以上高松市に居住している

★ 支給額・支給時期

月額6,000円を申請の翌月分から支給

3・9月の年2回、それぞれの支給月分までを振り込みます。

★ 申請先（郵送可）

高松市役所 障がい福祉課 生活支援係（2階23番窓口）

各総合センター・支所（各出張所・市民サービスセンターを除く）

★ 申請に必要なもの

1 高松市在宅障害者介護見舞金支給申請書（医師又は介護支援専門員による証明を受けたもの）

※申請書作成に費用が掛かる場合は自己負担

2 介護者の振込口座（普通預金）の確認できるもの

3 最新の居宅サービス計画書（ケアプラン）の写し（介護支援専門員による証明の場合のみ）

4 身元確認書類（代理人が申請する場合は委任状が必要）

★ 更新について

毎年8月に医師、介護支援専門員又は民生委員の証明を受けた更新申請書の提出が必要です。
市から案内文を送付しますので、更新手続きを行ってください。

★ 申請後の変更について

届出が遅れると、介護見舞金を支給できない月が発生することや、過払いによる返還をお願いすることがありますので、速やかに届け出てください。

提出書類 高松市在宅障害者介護見舞金消滅届

- ① 《障がい者・介護者》亡くなったとき
- ② 《障がい者》手帳の等級が該当しなくなったとき
- ③ 《障がい者》障がい者が1か月以上病院等に入院し、又は社会福祉施設等に入所したとき
- ④ 《介護者》障がい者を常時介護しなくなったとき（入院、入所等）
- ⑤ 《障がい者・介護者》高松市外へ転出するとき

提出書類 高松市在宅障害者介護見舞金異動届

- ① 《障がい者・介護者》高松市内で転居するとき（別居となる場合は、御相談ください）
- ② 《介護者》介護者を変更するとき（現介護者が届出すること）
- ③ 《介護者》振込口座を変更するとき

その他、障がい者の身体状況又は精神状況に変化があった場合等、在宅での介護状況に変更があったときは、手続きが必要な可能性がありますので、御相談ください。

【問合せ・提出先】

〒760-8501 高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 障がい福祉課 生活支援係 （2階23番窓口）

電 話：839-2333 FAX：821-0086

メール：syoufuku@city.takamatsu.lg.jp